

沿岸広域振興局長告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

令和4年4月8日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

福祉型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	設置者の名称	指定年月日
0350200051	らいず	宮古市崎嶺ヶ崎第4地割1番地42	社会福祉法人若竹会	令和4年4月1日